

## 健康福祉常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案4件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和4年12月6日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 岸 昭二、村田裕子、松島修一、高橋伸治、  
渡邊良太、桜井 卓
- 4 審査結果

「議案第64号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第67号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第68号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第69号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### ◎「議案第64号」について

(1) 「賦課限度額引上げの経緯について」質疑したところ、「国民健康保険税の賦課限度額について、段階的に引き上げるという国の方針に基づいて毎年度税制改正で見直しを検討しています。その中で課税負担の公平性を確保するため、高所得者を対象として税負担を上乗せする見直しを行い、全国

一律で賦課限度額を引き上げる内容の地方税法施行令の改正がありました。この改正に伴い、本市の条例において所要の改正を行います」との答弁がありました。

(2) 「賦課限度額の引上げによる影響世帯数と影響額について」 質疑したところ、「賦課限度額到達世帯数について、医療分は改正前128世帯、改正後117世帯となり、引上額の2万円を乗じて234万円の増額となります。また、支援分は改正前206世帯、改正後189世帯となり、引上額の1万円を乗じて189万円の増額となります。合わせて423万円の増額で、これに改正後の賦課限度額未満ではあるものの、改正前の限度額を超えて税率どおり賦課される税額を加えた額が影響額になります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第67号」について

(1) 「総合福祉センターにおいて、随意指定から公募に切り替えた理由について」 質疑したところ、「北本市総合福祉センター設置及び管理条例、また、北本市の公の施設に係る指定管理者制度の導入にあたっての基本方針では、指定管理者の募集は、原則として公募することとされていますので、手続きの公平性と透明性を高めるために、今回は原則どおり公募としました」との答弁がありました。

(2) 「指定管理料が3年間で4.1%の増となっている要因について」 質疑したところ、「主な増額の要因としては、人件費の上昇、特に最低賃金の上昇によるもので、社会福祉協議会が外部に委託している清掃や警備の委託料が137万1,000円、電気料の値上げ分が50万1,000円、事業系ごみの取扱い開始が26万8,000円となっています。この他に、社会福祉協議会の職員の人件費の増加、水道料金や市内団体への助成金の見直しなどによる減額などがあり、こうした増減の結果、年間で207万5,000円の増額となっています」との

答弁がありました。

(3) 「急激な物価・燃料費の高騰に対するリスク分担について、どのような検討を行ったのか」と質疑したところ、「市のガイドライン上、ある程度枠組みが決まっており、今回もそれに従いました。協定を結んだときには想定されないような物価上昇や燃料費の上昇について、指定管理者側で対応しきれないという相談があれば、指定管理期間の途中でも協議に応じる必要があると考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第68号」について

(1) 「公募とした理由について」質疑したところ、「市内及び近隣市には生活介護に実績のある事業者が存在し、市内の事業者等からは指定管理者の選定を公平に行うように意見が寄せられています。利用者のニーズに対応したきめ細かなサービスの提供、あるいは効果的な施設の運営を行うことについて、総合的に判断して事業者を選定するため、幅広く事業者を公募することにしました」との答弁がありました。

(2) 「民間事業者が介護報酬により事業を運営していることを踏まえ、指定管理料の精査についてどのような協議がなされたのか」と質疑したところ、「指定管理料について、令和4年度の予算は2,406万3,000円、令和5年度は2,509万5,000円で、103万2,000円の増額となっています。指定管理料の増額に当たっては、経営努力として、これまで以上に新規利用者を増やす工夫をすること、現在の利用者の利用率を上げること、コロナ禍において利用を控える利用者には在宅支援等を行うことにより介護給付費を増やすこと等を行いますが、それでもなお不足が見込まれる分について増額することになりました」との答弁がありました。

(3) 「利用者を増やしていく中で、職員数は変わらないが、対応に無理は

ないのか」と質疑したところ、「令和3年度の人員配置については、日中支援を担当する正規職員が10人、パート・臨時等の方が常勤換算で7.9人、合計17.9人で運営されています。こちらは、国の基準よりも手厚い人員配置となっています。利用者が増えたとしても、国の基準の範囲内に収まります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第69号」について

(1) 「指定管理期間の途中で健康増進センターが移転となったときの契約について」質疑したところ、「公共施設マネジメント実施計画において健康増進センターの機能移転が掲げられている中で、募集要領にはその辺りも踏まえて、3年間の期間中であっても施設の廃止や再編等の場合には、指定管理者の業務内容を変更するとともに、指定管理料の変更についても協議することを記載しています」との答弁がありました。

(2) 「職員の人数は変わらないが、人件費が年々増加している要因について」質疑したところ、「入浴施設が利用中止となっている中、集客のために高齢者のニーズを捉えた事業や講座を大幅に増やしていくという事業提案がありました。人員体制自体は変えず、その中で事業担当をつくりますが、職員の勤務時間数が増える見込みのため、その分の増額になっています」との答弁がありました。

(3) 「シルバー人材センターの事務所移転による業務分担について」質疑したところ、「シルバー人材センターの事務所が移転することになっても、指定管理に携わる職員だけは健康増進センターの中に残り、引き続き事務を行っていきます」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和4年12月20日

健康福祉常任委員会

委員長 桜井 卓

北本市議会議長 工藤 日出夫 様